

緊急事態条項

法律化を
阻止しなければ

次に来る感染症の
●○●○ **強制**

思想・言論の自由
即 **BAN** 摘発

はじめに

本資料は、出来る限り多くの方に「**緊急事態条項が法律化された場合の危険性**」を知っていただく為の「**きっかけ**」となる事を願い作成しております。

その為に本資料では、条文の難しい文章を出来るかぎり分かりやすく理解してもらう為に言葉を簡略化し端的に書いています。

その為に、本資料の指摘が極端に聞こえるかもしれませんが、そのような危険性をはらんだ法改正だという事をご理解していただければ幸いです。

本資料は、未来永劫、子供たちが自由にのびのびと生きていける日本の未来を切に願う一市民として個人的に作成したものです。

この素晴らしい日本がいつまでも日本人の手で守られますように。詳しく調べたい方はぜひ「**日本弁護士連合会**」の「**日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書**」をネット検索でご覧下さい。

※本資料の作成と上記「日弁連」との関りは一切ありません。

緊急事態条項の全文（自由民主党憲法改正草案第9章「緊急事態」）

【第98条】

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。

また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第2項及び前項後段の国会の承認については、第60条第2項の規定を準用する。

この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

【第99条】

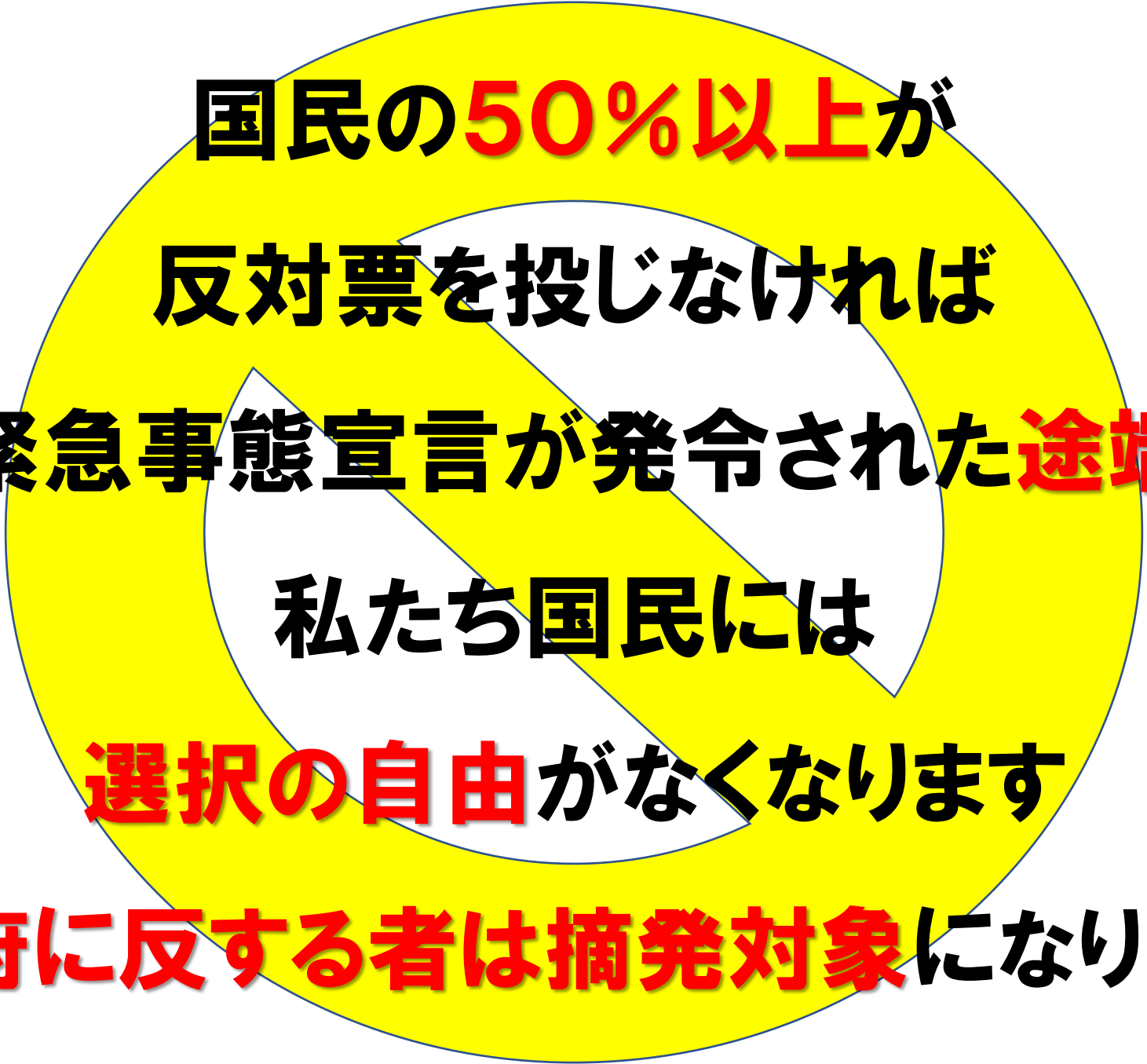
1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。

この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。



国民の50%以上が
反対票を投じなければ
緊急事態宣言が発令された途端
私たち国民には
選択の自由がなくなります
政府に反する者は摘発対象になります

落とし穴①

すべての条項で出て来ます！
これが落とし穴。
具体的に書かず、その時々定める政令
などで何だって出来る魔法の言葉です！

【第98条】

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、**法律の定めるところにより**、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

政府の解釈次第で
いつだって緊急事態を発令します。
コロナで散々、学習したでしょ。

落とし穴②

出た！
魔法の言葉

【第98条】

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

事後承認でいいなら、宣言を出す根拠を示さなくてもいつでも緊急宣言出せるって話です。「国家緊急権の発令」にも関わらず、手続きがめちゃくちゃ緩すぎる。何してかすか分からん。

緊急事態宣言出された日からこの緊急事態条項が「法律」になる事を忘れてはいかん。それを事前承認いらないって…危なすぎる。

落とし穴③

【第98条】

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、**法律の定めるところにより**、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。

また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、**百日を超えるごとに**、事前に国会の承認を得なければならない。

はい出た！
魔法の言葉

国家の緊急事態ですよ。
国家が緊急事態に陥った場合にのみ与えられる権利ですよ。(国家緊急権)
100日?!
長すぎるやろ。

過去の歴史では、この緊急権を使って世界中の権力者がとんでもない事をしてかしている。
ヒトラーがその代表だ。

落とし穴④

あれ?!
いつものアレがないぞ。
いやいや、ちゃんとこの中に
隠れています。

【第98条】

4 第2項及び前項後段の国会の承認については、**第60条第2項の規定を準用**する。
この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、**「五日以内」**と読み替えるものとする。

重要な国会承認の審査
「5日以内」は短すぎ。
いつものドサクサにまぎれて
強行突破が目に見えるようだ。

【第60条第2項】

予算案について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合において、**法律の定めるところにより**、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、**衆議院の議決を国会の議決とする**

結局、何においても
現政権の意向を通したいのね。

はい来た!

落とし穴⑤

総理が必要と見なせば、予算の裏付けがなくてもいくらでも予算を支出できるって事です。財務省に権力集中するぞ。

もう自治体は政府の言いなりにしか動けなくなるぞ。
市長さんの政府への正義の反論はBAN！BAN！BAN！

【第99条】

1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

要注意！

刑事訴訟法と同じ効力の政令を制定すれば令状なしで、手続きを省略して、次の事が出来るようになります。

はい出た！
魔法の言葉



- ▼身体拘束
- ▼家宅捜索
- ▼通信傍受
- ▼土地収用
- ▼家屋・
工作物の除去
- ▼行政処分

落とし穴⑥

はい出た！

【第99条】

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

法律と同等の決定事項、処分を
事後の報告で良いつて、ヤバいだろ。
どこで権力の乱用を抑制するんだ。



しかも、
事後の承認が得られなかった場合の
規定が何も決められていない。
つまり、誤った執行や不正による執
行があった場合、誰も責任を取らな
いよ。また。

落とし穴⑦

もろ強制！

これを法律化するって、どこの国を目指してるんだよ。

そもそも日本では、権力に強制される事がないように国民を守る法律がある。

【国民保護法第4条2項】

「国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする。」

あくまで努力義務であり、強制であってはならないと法律に明記されている。

この法律を覆そうとしているのだ。

【第99条】

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。

この場合においても、第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

第1項には「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は保障する」と書かれているが、第2項には「前項の規定に関わらず、公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは認められない」とある。

公の秩序って、解釈次第でどうにでも言えるだろ。

その他公の機関ってどこか？！

ここに大きな落とし穴がある。

どこかの機関が言う事に日本人は強制的に従わなければならない！

なんじゃそりゃ。

公の機関なるものがコロナ騒動で散々国民を振り回した事を思い出せ。

こう書いておきながら、自民党サイト改正草案Q&Aでは「緊急事態であっても、基本的人権は制限すべきではない。」との意見もあります

が、国民の生命、身体及び財産という「大きな人権」を守るために、そのため必要な範囲でより「小さな人権」がやむなく制限されることもあり得るものと考えます。

と書いている。

あっちこっちに本音をちりばめてないで、堂々と国の為に個人の人権は制限するってハッキリ書けば？

落とし穴⑧

はい出た！

【第99条】

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

法律の定めるところにより、つまりその時の解釈によって、緊急事態を宣言している限り、ずっと権力を握ります！ってことね。

歴史を振り返れば、こういう権力の一極集中の時に深刻な人権問題を引き起こして来た。

日本国憲法改正案・緊急事態条項は、

「深刻な人権侵害を伴い、ひとたび行使
されれば立憲主義が損なわれ回復が困
難となるおそれがある」